

観光列車商品造成に向けた実証事業委託業務  
企画提案指示書

1 委託事業名

観光列車商品造成に向けた実証事業委託業務

2 業務の目的

本道は、国内外の観光客から人気の観光地であり、新型コロナウイルス感染症の拡大により落ち込んだ需要が、今後回復・増大していくものと見込まれる。

本道を訪れる観光客に、より地域の魅力を感じてもらい、また潜在的な鉄道需要を喚起するために、鉄道を活用した観光商品の造成は非常に有効である。

本事業は、将来的に運営可能な観光列車商品の造成に向け、実証事業により、実現可能性を評価・分析するもの。

3 委託業務

事業実施にあたっては、受託者においてJR北海道をはじめ各事業者と調整を行うこと。

(1) 各種観光列車商品の造成に向けた実証事業の実施・運営

次に挙げる、それぞれのターゲットに特化した、域内周遊型の観光列車商品を企画・販売し、実際に運行・運営することにより、当該観光列車商品の将来的な実現可能性を評価・分析すること。

なお、観光列車の運行に際し、車両は国と北海道の支援によりJR北海道が導入した「H100形ラッピング車両」を活用すること。

また運営にあたっては、駅から目的地までの交通手段の確保や、列車内で配布または販売する飲食料品等の選定などについて、沿線自治体と連携を図りながら事業を実施すること。

ア 訪日外国人観光客

新型コロナウイルス感染症の収束により、需要が大幅に回復していることから、外国人観光客の鉄道の観光利用を促進するため、グループによる貸切列車を使用した日帰りのモニターツアーを実施すること。

イ 女性観光客

新たな需要を掘り起こし、利用促進の裾野を広げる必要があるため、短い行程（日帰り又は1泊2日）によるモニターツアーを実施すること。

(2) 観光列車商品の販売促進

ア 各交通事業者への取材、情報収集・発信、実施結果の周知など、本事業に係る一連の広報を行い、効果的に販売の促進を図ること。なお、広報にあたっては、SNSにおける拡散効果を狙うなど、より多くの道内外の観光客へ訴求できるよう工夫すること。

イ 広報にあたり特設WEBページを作成する場合は、当協議会又は受託者のWEBサイト内に作成すること。なお、作成にあたっては、当協議会WEBサイトの管理事業者との調整は受託者が行うこととし、必要な一切の経費は委託費用内で対応すること。

ウ 上記において具体的な定めのない事項について、提案者の豊富な知識やノウハウ、高度な創造性などを最大限に活かし、積極的に提案すること。

(3) 事業効果の分析

- ・次年度以降の商品化を見据え、必要なデータの収集に努めること。
- ・アンケート等により事業効果を分析すること。

(4) 報告書の提出

上記(1)～(3)について実施結果を取りまとめた報告書を作成すること。

報告書には、K P Iの達成状況及び事業効果の分析による次年度以降の利用促進策への提言について記載をすること。

なお、報告書は、紙媒体(A4版)5部及び電子媒体一式を納品すること。

4 委託期間

契約締結の日から令和7年3月7日(金)

5 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体(以下「コンソーシアム」という。)、単独法人(参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む)又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等(本事業を実施するために設置する場合も含む。)を有する法人、又は特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)

(イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合を除く。)

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

## 6 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

（1）名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：山根）

（北海道総合政策部交通政策局交通企画課内）

（2）所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

（3）電話番号 011-204-5351（直通）

FAX 011-232-4643

## 7 参加表明書の提出期限、場所及び方法

（1）公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和6年4月26日（金）16：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所

6に同じ

（2）審査を行ったときは、審査結果を通知する。

## 8 企画提案書の提出期限、場所及び方法

（1）提出期限

令和6年5月10日（金）16：00（必着）

（2）提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

（3）提出場所

6に同じ

## 9 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 10 予算上限額

7,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

11 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ その他詳細は、企画提案説明書等による。